

物 質 名	昭和十六年度重要物資供給源比率一覽表		禁止ノ場合ノ日清支供給力
	英米ノ輸出 共榮國ノ供給力	禁止ノ場合ノ日清支供給力	
普通鋼々材	七六	一〇〇	七四
普通鋼	七五	一〇〇	七二
鑛石	七〇	一〇〇	六九
マンガン鑛	六六	一〇〇	六五
ニッケル	一〇〇以上	一〇〇以上	一〇〇以上
ニッケル	一〇〇	一〇〇	四六
紡績用棉花	二五	二五	二五
羊毛	二六	二六	二六
生毛	九三	一〇〇以上	〇

普通機油	重油	煤油	普通揮發油	航空揮發油
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

別表第一

昭和十六年度重要物資供給源比率一覽表

昭和十六年度重要物資供給源比率一覽表

普通機油
重油
輕油

四二

四八

五〇

七〇

以上

一五

一四

一五

一四

一五

燈油
普通機油
航空揮發油
第一種原油
第二種原油
鑛石
加工業
鋁
加工業
ボーキサイト
アルミニウム
鉛
電氣
銅

六九
七三
七八
三七
四七
五二
五七
六〇
六三
六六
六八
六九
七〇
七三
七六
七八
八〇

一〇
一〇
一〇
一〇
一〇
一〇
一〇
一〇
一〇
一〇
一〇
一〇
一〇
一〇
一〇

以上
以上
以上
三三
四二
四六
六〇
六八
六八
六八
六八
六八
六八
六八
六八
六八

一五
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四

一五
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四

一五
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四

一五
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四

一五
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四

一五
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四

一五
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四
一四

一〇	東亞米政府勤女子ノ	引揚ヲ米政府勤女子ノ	通防ノ爲英國及重慶	政福ヲ援助スル旨ロ	大統御コロンブス日	ニテイトン(オハイ	オ州)ニテ演説(一二日)
九	層出禁止責施	層出禁止責施	出禁止責施	出禁止責施	出禁止責施	出禁止責施	出禁止責施
八	空軍一四七部	空軍一四七部	空軍一四七部	空軍一四七部	空軍一四七部	空軍一四七部	空軍一四七部
七	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路
六	新嘉坡一五五部	新嘉坡一五五部	新嘉坡一五五部	新嘉坡一五五部	新嘉坡一五五部	新嘉坡一五五部	新嘉坡一五五部
五	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路
四	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路
三	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路
二	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路
一	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路	嘉陵江航空路

弗ノ「クレテット」	供與ヲ米政府決定	二五日	層出禁止責施	層出禁止責施	層出禁止責施	層出禁止責施	層出禁止責施
日)	日)	日)	日)	日)	日)	日)	日)
百八十二萬	海軍省発表	三〇	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表
海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表
海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表
海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表
海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表
海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表
海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表
海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表	海軍省発表

米軍艦ノ行動ハ交戦木政府五千萬弗
艦ノ定旨ナル交戦區安定資金供養(二五)

英支軍事協定調印(十 九日)	米艦隊「シカゴ」 以下七隻「ニュー ト」提督指揮ノ下 ニ「シドニー」入港 (二〇日)	米艦隊「ブルック リン」以下六隻、 「ストーン」大佐指揮 ソ下ニ新西蘭「オー 克蘭ド」入港(一 八日)	米艦隊「ブルック リン」以下六隻、 「ストーン」大佐指揮 ソ下ニ新西蘭「オー 克蘭ド」入港(一 八日)	南會談(十七日) 新嘉坡ニ於テ英、新 西蘭、印代表共同 防衛計畫協議(二十 三日)
-------------------	--	--	--	---

駐泰英公使泰首相對
英國六日泰軍向盛
經濟協定ニ反對ナル
旨申入ル

「カサー」特使、重英米濠間ニ太平洋共
同防備ニ臨スル事
大統帥「グアム」島成立(三日)
防備其他八億九千重慶政府米國飛行機
八百萬弗支出ヲ議會ニヘタル旨「ノック
ニ要求(一二日)
「ロ」大統帥本年度ス
追加國防豫算三十八日
億一千二百萬弗支出
ヲ議會ニ要求(二四日)

軍顧問トシテ「ダ
ウイン」ニ駐在スル
旨濠洲政府發表(一
〇日)
新嘉坡ニ今後無警告
ニ機雷ヲ敷設スル旨
英國海軍省發表(一
六日)
太平洋共同防備ニ英
シ華府ニ於テ英米濠

六

トシ 石 石 石 石
 加 加 加 加
 フ フ フ フ
 (三) (三) (三) (三)
 日 日 日 日
 一 一 一 一
 コ 一 一 一
 ソ 一 一 一
 リ 一 一 一
 デ 一 一 一
 イ 一 一 一
 シ 一 一 一
 グ 一 一 一

五

中立法ニ反對ヲ「
 ツクス「海軍長官表
 明(二一日)
 中立法反對ヲ「スチ
 ムソン「陸軍長官聲
 明(二二日)
 無制限非常時狀態ヲ
 「ロ「大統領宣言
 (二七日)

英政府「安定資金
 一千万「ポンド」
 與「決シ宋子文」
 イリツ「英特派員
 トノ間ニ「調印(二五
 日)

馬來ハ日本及「プロ
 出全向「禁止(十六
 ツク「向「ゴム」
 陸軍關係二十七億九
 千九百九十九萬計三
 億二千九百九十九萬
 十三億「豫算ヲ送
 ノ航空勢力「レイベ
 大統領「レイベ
 下院議長ニ「暫爾ヲ送
 リ要求(二七日)
 比島ハ米「輸出統
 制法ヲ「適用スルコト

「米陸軍「ハワイ」空
 軍ヲ増強(一四日)
 「クラゲツト」
 一行重慶着(一七日)

太平洋諸島ノ防備強化
 政府ニ求ム
 四日ノ石油輸出
 許容ノ日本ノ進出
 出防ノ爲ナリシ
 旨「口」大統領華府
 民間國防局市民義勇
 委員會ニ於テ演説
 三日「口」支産保結令
 存米日支産保結令
 二十日「口」大統領發令
 五日「口」支産保結令
 日支産保結令
 島ニ適用スル手續高
 一「口」比島高
 日等辨務官採ル(二六)

一九四〇年六月三十一日
 米海軍及島ニ上陸セ
 日ノ防擴充計畫
 九億一千四百六十
 六分五二九萬六千
 九百九十九日
 六月十五日迄ニ契
 約及英領「ギア
 地へ米軍ヲ派遣セ
 旨「口」大統領發
 生(七日)
 駐「マニラ」米海
 軍局「スピック」
 武備與隊算中陸軍
 強壯化四十七億七
 萬支出承認ヲ「口」
 大統領會議ニ求ム
 〇海軍費並ニ海軍
 會費三十三億二千
 百萬弗追加算ノ支
 出ヲ「口」大統領
 會議ニ求ム(一日)

「カール」大使、亞路	「空路新嘉坡到着」(九月九日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)
「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)
「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)	「空路」(八月八日)

日英通商航海條約日
 印通商條約日
 條約ノ廢棄ヲ通告(二
 帝國政府ニ
 六日
 國防令ニ基キ英
 帝國内ノ日本資
 英政府保結(二
 日本資産ヲ讓印
 日英通商航海條約日
 印通商條約日
 條約ノ廢棄ヲ通告(二
 帝國政府ニ
 六日
 國防令ニ基キ英
 帝國内ノ日本資
 英政府保結(二
 日本資産ヲ讓印

「ダフ・クローバー」氏ト會談
 (二二日)
 泰英公使空路新嘉坡
 (二五日)
 英亞東會議新嘉坡ニ
 於テ開演「ダフ・ク
 ーバー」氏ト會談
 (二二日)
 カイトベロ、クロスピ
 マス馬來、督等出席
 (二九日)

「ダフ・クローバー」氏ト會談
 (二二日)
 泰英公使空路新嘉坡
 (二五日)
 英亞東會議新嘉坡ニ
 於テ開演「ダフ・ク
 ーバー」氏ト會談
 (二二日)
 カイトベロ、クロスピ
 マス馬來、督等出席
 (二九日)

「ダフ・クローバー」氏ト會談 (二二日)	泰英公使空路新嘉坡 (二五日)	英亞東會議新嘉坡ニ於テ開演「ダフ・クローバー」氏ト會談 (二二日)	カイトベロ、クロスピマス馬來、督等出席 (二九日)	新嘉坡ニ到着「ダフ・クローバー」氏ト會談 (二二日)	政議取消ス (九日)	新嘉坡軍港ヲ要求スル旨「レイト」明 (二五日)
「ダフ・クローバー」氏ト會談 (二二日)	泰英公使空路新嘉坡 (二五日)	英亞東會議新嘉坡ニ於テ開演「ダフ・クローバー」氏ト會談 (二二日)	カイトベロ、クロスピマス馬來、督等出席 (二九日)	新嘉坡ニ到着「ダフ・クローバー」氏ト會談 (二二日)	政議取消ス (九日)	新嘉坡軍港ヲ要求スル旨「レイト」明 (二五日)
「ダフ・クローバー」氏ト會談 (二二日)	泰英公使空路新嘉坡 (二五日)	英亞東會議新嘉坡ニ於テ開演「ダフ・クローバー」氏ト會談 (二二日)	カイトベロ、クロスピマス馬來、督等出席 (二九日)	新嘉坡ニ到着「ダフ・クローバー」氏ト會談 (二二日)	政議取消ス (九日)	新嘉坡軍港ヲ要求スル旨「レイト」明 (二五日)

三、第三次近衛内閣總辭職ノ経緯概観
 昭和十六年九月二十五日大本營陸軍部ノ政府ニ對スル對米外
 交交渉成立ノ見込決定ノ時機ニ關スル要望
 九月六日決定國策ニ基キ政府及大本營ハ夫々外交及作戦準備ヲ
 進ムル所アリシカ作戦準備ハ移定ノ如ク進捗シアルモ對米交渉
 ハ九月下旬ニ至ルモ一進一退動々モスレバ停頓ノ傾向アリ仍テ
 大本營海軍部ハ九月二十五日運輸會議ニ於テ政府ニ對シ昨
 上ノ見地ヨリ既定國策ニ違キ通クモ十月十日日米交渉
 成否ヲ見越シ和戰ノ決定ヲ行フヲ與スル旨望セリ
 政府ハ右望ヲ諒トセルモ當時ニ於ケル對米交渉ノ推移ニ關シ
 陸軍及大本營共既定國策ノ決定事項ヲ其儘實現シ得ルヤ否ヤヲ
 憂慮セリ、政府ハ九月二十五日同月二十日運輸會議ニ於テ決定
 セル帝國ノ最後のトモ認ムヘキ日米談判解決ヲ在米大使宛打電セ
 リ
 十月二日陸軍部ノ對日口上書ニ對スル政府及陸海軍ノ態度
 十月二日附米國ノ對日口上書ハ十月四日對米全文到着シ對米
 交渉成立ノ見込此之ニ伴フ和戰ノ決定ニ關スル政府及陸海軍部
 意見ノ對立ヲ生ズルニ至レリ政府及大本營ハ十月四日及同月九
 日對米交渉ニ關シ運輸會議ヲ開催セルモ單ニ情報交換ノ程度ニ
 止リ深ク根本問題ノ審議ニ至ラズシテ散會セリ

此間ニ於ケル右口上書ヲ纏ル國策遂行ノ方途ニ關スル陸軍ノ態
 度ハ
 (一) 對米交渉成立ノ日途ナシ
 (二) 米側ノ主張スル四原則ノ條件承認並支那廢兵條件及之カ表
 現法ノ讓歩何レモ不向意ナリ
 (三) 交渉成立ノ見込アルニ於テハ十月十五日ヲ限度トシテ行フ
 九月六日決定國策ヲ變更スルノ意圖ナシ
 (四) 要約セラレ水野軍令部長ハ右陸軍ノ意見ニ不向意(四)項
 二關シテハ不明ニシテ今ヤ一チスカツシヨシノ時機ニアラ
 ストノ意見ヲ有セルモ海軍ノ態度ハ
 (一) 支那廢兵條件ニ關シ考慮ヲ施ヘバ交渉必ズシテ成立ノ日途ナ
 キニアラス
 (二) 九月六日決定國策ヲ變更スルノ意圖ナシ
 (三) 支那廢兵條件ニ關シ考慮ヲ施ヘバ交渉成立ノ日途アリ
 (四) 九月六日決定國策ハ必ズシテ之ニ拘ルナシ
 (五) 要約シ得ベク各方面意見對立ノ體十月十二日蘇外相ニ於ケル
 五相會議並十月十四日運輸會議開會セラレタリ
 (六) 五相會議及運輸會議ニ於ケル首相、外、陸、海相間ノ意見對立ニ依
 ル内閣總辭職

資料四一 對米英蘭軍事行動時期決定
 昭和十六年七月 帝國ハ米英蘭ノ資金凍結措置ニ依リ實質的ニ全
 對米英蘭戰爭ヲ辭セサル決意ヲ行ヒ且戰爭準備ヲ完整スル如クテ
 昭和十六年七月 帝國ハ米英蘭ノ資金凍結措置ニ依リ實質的ニ全
 面的經濟斷交ヲ受クルハ重大事ニ依リ危局ヲ打開スルヲ本旨トシテ
 慎重審議ノ結果依然極力外交ニ依リ危局ヲ打開スルヲ本旨トシテ
 ルモ當時ニ於ケル四圍ノ情勢就中國力ノ彈撥性遞減ノ一途ヲ認
 ムヘキ情勢ニ於ケル四圍ノ情勢就中國力ノ彈撥性遞減ノ一途ヲ認
 ム難ク戰爭手段ニ依リテ止ムナキ最悪ノ場合ヲ豫期シ戰爭準備
 然ルニ陸海軍ヲ準備シテ軍事的規模ハ作戦上ノ要求ニ基キ作戦兵力ノ
 動員ノ力ノ最高意志確定セサル限り大本營陸海軍部ノミニ於テ單
 ノ陸軍ノ力ノ最高意志確定セサル限り大本營陸海軍部ノミニ於テ單
 獨且輕々ニ實施シ得サル所ナリ
 是ニ於テ政府及大本營ハ歐洲戰局ノ推移、對米英蘭戰爭ノ見透
 國力ノ推移、戰終末ノ見透等ヲ檢討セル結果戰爭手段ニ依
 準備ヲムナキ最悪ノ場合對米英蘭戰爭ヲ辭セサル決意ヲ定メ戰

及川海相
 今ヤ和戰決定ノ取極ニ直固シ之ヲ延延ハ許サレズ而シテ決定
 ハ上ヲ綜合スルニ近價首相ハ戰爭ニ對シテ自信ナク尙外交ニ依
 ル局面ノ打開ニ努ムヘキ意見ナルニ對シテ東條首相ハ九月六日決
 定ニ對シテ今日及シテ之ヲ變更スルカ如キ責任ナル態度ハ取リ
 ナキラ主張成立ノ日遂ナキハ沈ニ於テハ東條方策遂リ歸部ノ已ム
 延ハ許サレズトノ海相ハ和戰ノ決定ハ總裁ニ任スヘキモ之カ
 總裁ニ對シテ内意見ノ分表悉直化シ第三近價内閣ハ十月十六日方

東條内閣ノ成立ニ伴ヒ政府及大本營ハ九月六日決定國策ヲ白紙
 還條元シ國策遂行ノ方途ヲ再檢討セル結果對米英兩國戰争ヲ決意
 三
 十月五日決定國策ニ於テ開戦時期ヲ十二月メタテ頭下決定メタリ
 力ヲ南佛印ニテ國政戰術ヲ移セテ準備ヲ進メタル上
 家支障ヲ更メキニテ増進スルヲ如ク十月
 ノ支障ニテ確シテモ戦局ハ至極力ニテハ
 戦時ニ於テ必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ
 タリテ必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ
 月シテ必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ
 而シテ必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ
 以テ必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ
 又南方ニ於ケル必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ
 カシク必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ
 十月十日ニ於ケル必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ
 開戦ノ必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ
 上期迄ノ必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ

九月六日決定國策ニ於テ外交ニ一定期限ヲ劃シ十月上旬頃ニ於
 テ和戦ノ時期ハ當面ノ如ク決定セル手續ニ依リテ軍事上ノ要請ニ
 外交ノ時期ハ當面ノ如ク決定セル手續ニ依リテ軍事上ノ要請ニ
 開戦ノ時期ハ當面ノ如ク決定セル手續ニ依リテ軍事上ノ要請ニ
 外戦ノ時期ハ當面ノ如ク決定セル手續ニ依リテ軍事上ノ要請ニ
 九月六日決定國策ニ於テ外交ニ一定期限ヲ劃シ十月上旬頃ニ於
 (イ) 其方ニ於ケル必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ
 (ロ) 南勢ハ至極力ニテハ
 (ハ) 日米軍備中航空軍備ニ懸ナリ可速ニハ作戦遂行ノ自信ヲ戰
 時ニシテ帝國海軍ハ全ク其ノ能方ヨリ得サル時期ヲ生ス
 スルノ延大ナルハ必ク之ヲ能方ヨリ得サル時期ヲ生ス
 時ニシテ帝國海軍ハ全ク其ノ能方ヨリ得サル時期ヲ生ス
 日米軍備中航空軍備ニ懸ナリ可速ニハ作戦遂行ノ自信ヲ戰
 南勢ハ至極力ニテハ
 其方ニ於ケル必要ノ途ヲ開戦ノ極力ニテハ

開戦ニ直接關係ナシト重要國策決定ノ経緯概説

第三次近衛内閣ヨリ開戦迄

(第11章)

第三次近衛内閣ヨリ開戦迄

開戦ニ直接關係ナシト重要國策決定ノ経緯概説
第一節 一世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱ノ決定
昭和十五年七月第二次近衛内閣成立、時恰モ第二次歐洲大戦ハ獨逸ノ對佛決定の勝利ヲ以テ裁同ニ一段階ヲ刻セリ

基本國策要綱(昭和一五、七、二六閣議決定、別冊第一參照)

決定スルト共ニ大本營政府選給會議ニ於テ右ト表裏一體タルヘキ

一世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱(昭和一五、七、二七連

絡會決定、其骨子別冊第二參照)

一世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱(昭和一五、七、二七連

絡會決定、其骨子別冊第二參照)

一世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱(昭和一五、七、二七連

絡會決定、其骨子別冊第二參照)

一世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱(昭和一五、七、二七連

絡會決定、其骨子別冊第二參照)

一世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱(昭和一五、七、二七連

絡會決定、其骨子別冊第二參照)

一世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱(昭和一五、七、二七連

絡會決定、其骨子別冊第二參照)

一世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱(昭和一五、七、二七連

絡會決定、其骨子別冊第二參照)

一世界情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱(昭和一五、七、二七連

絡會決定、其骨子別冊第二參照)

山内内戦
等
列新ス

(8) 又對印外交ヲ強化シテ重要資源ノ取得ヲ策スル
等
列新ス

一、日獨伊三國同盟條約ノ締結
第一次近衛內閣ニ於テ日獨伊防共協定強化問題ニ付攻究シタル
モ繼ラサル儘平沼內閣ニ持越サレタル程平沼內閣ニ於テハ防共
協定ヲ日獨伊三國同盟條約締結ニ持チ行カントノ案ニ付數回同
二、亘リ日獨伊三國同盟條約締結シタルモ右努力ハ昭和十四年八月獨
不可侵條約ノ成立ニ因ル同内閣ノ退場ニ伴ヒ放棄セラレタ
第二次近衛內閣ハ「世界情勢ノ推移ニ伴フ時前處理要領」ノ決
定ニ基キ
一、日獨伊三國同盟強化ニ關スル件」(昭和一五、九、四、日相會議
決定、別冊第三參照)
ニ依リ九月二十七日伯林ニ於テ
日獨伊三國同盟條約(昭和一五、九、二七、別冊第四參照)
ヲ締結セリ
同條約ニ於テ「我々ノ意圖シタル所ハ東亞ニ於テ新秩序ヲ建設
シ米歐ノ歐洲戰爭參入ヲ防止シ仍テ以テ我國ノ世界ニ波及スル

ラ阻止スルニアリタリ而シテ當初ハ蘇聯邦ヲ本同盟ニ加入
乃至同調セシメ以テ米英ニ對シ有利ナル均衡ヲ獲ンコトヲ希望
セリ

二日「ワ」中立條約ノ締結
 一、對獨伊「ソ」交渉要綱（昭和一六、二、三連絡會議決定、其骨子別冊第五參照）
 一、決定シ三月中旬松岡外相ヲ歐洲ニ派遣シ四月十三日「モ」コ
 一、日「ソ」中立條約（昭和一六、四、一三、別冊第六參照）
 一、締結セリ
 一、蓋シ同條約ハ日「ソ」間ノ關係ヲ調整シ「ソ」ヲシテ三國同盟
 一、同調セシムル目的ヲ以テ獨「ソ」不可侵條約ト對應スル意味
 一、合「ソ」開戦ニ依リ餘儀ナシニ三國同盟ニ同調セシムル當初ノ
 一、企圖ヲ放棄スルニ至レリ
 三、對支政策ノ實施
 支那事變ノ急遽處理ハ事變勃發以來「我」方ノ採リ來レル内外
 施策ノ骨幹ニシテ之ガ内ニ在リテハ國內諸施策ノ革新整備ニ直
 接支那方面ニ對シテハ前述ノ如キ主要外交施策ヲ展開スルト共ニ直
 接支那方面ニ對シテハ佛印ノ諒解ヲ下シ北印佛印兵力ヲ進駐セ
 昭和十五年九月佛政府ト「ビ」ル「派」遣「應」諾セシムル等ノ諸施策ヲ實施セリ
 軍事機關ノ「ビ」ル「派」遣「應」諾セシムル等ノ諸施策ヲ實施セリ

之ヨリ「我」方ノ對支政策ニ對シテハ
 近衛聲明（昭和一三、二、二別冊第七參照）
 ヲ發出シ爾來汪ヲ中心トスル國民政府ヲ以テ新中央政府トシ之
 ガ育成強化ニ努メシカ事變ノ速急解決意ノ如クナラズ帝國ノ事
 變對策ニ關シ確乎タル方針ヲ定ムベキ時期ニ達シ茲ニ
 一、支那事變處理要綱（昭和一一、一、一三御前會議ヲ經テ
 決定別冊第八參照）
 一、決定ヲ見タリ即チ
 一、昭和十五年十一月末ヲ目途トシ對重慶和平工作ヲ促進シ
 一、右不成立ノ場合ニ於テハ對支長期戰ノ態勢ニ轉移シ國
 一、民政府ノ育成強化ヲ圖ルト共ニ帝國國防ノ彈撥力ヲ恢復スル
 一、ニ決シタル次第ナリ
 一、次テ南京ニ於テ
 一、滿洲國ノ承認
 一、抗日政策ノ放棄、善隣友好共同防共
 一、北支蒙疆駐屯、海南島及南支沿岸特定地點艦船駐留
 一、前項地點ニ於ケル國防上必要資源ノ開發利用
 一、三角地帯ノ保障駐兵
 一、日支ノ緊密ナル經濟提携
 一、日支ノ緊密ナル外交提携

次頁ヨリ挿入
 X4

(内閣) 經下

等ヲ骨子トスル
 「日華基本條約」(昭和一五、一一、三〇南京ニ於テ締結、別
 冊第七參照)
 「日滿華共同宣言」(別冊第十參照)
 「日滿華間ノ一般提携就中善隣友好共同防共經濟提携ノ實ヲ舉
 且ツ三國間ノ一般提携就中善隣友好共同防共經濟提携ノ實ヲ舉
 ゲンコトヲ約セルモノナリ
 而シテ我方ノ對重慶和平工作遂ニ成功ヲ見ズ前記「支那
 事務處理要綱」ノ方針ニ基キ長期持久態勢ニ轉移セリ△
 對南方施策ノ進展
 對南方施策ノ進展ニ伴フ時局處理要綱ニ基ク帝國ノ對南方施
 策非化ハ支那事務處理要綱ノ促進ト自給自足態勢ノ整備ヲ根本的
 シ地域ノ限度ガ佛印及泰ニ止マルヘキ點ニ關シテハ大本營政府
 間意見ノ一致ガ佛印及泰ニ止マルヘキ點ニ關シテハ大本營政府
 而シテ帝國ハ前記北滿部佛印進駐ニ依リ結果トシテ南方進出ノ端
 緒ヲ得タルガ昭昭和十五年十一月佛印泰國境紛爭勃發スルヤガ
 紛爭ヲ確立スベク
 紛爭ヲ確立スベク

「對佛印泰施策要綱」(昭和一六、二、一連絡會議決定、別冊
 第十一參照)
 「佛印國境紛爭調停要領」(昭和一六、二、六連絡會議決定、
 別冊第十二參照)
 決定セリ即チ特ニ佛印ノ靜謐ヲ保持スル見地ヨリ、撤南ノ政治
 的及軍事的要求トシテ佛印ト第三國トノ一切ノ形ニ於ケル政治
 的及軍事的不協力ヲ佛印ト第三國トノ一切ノ形ニ於ケル政治
 紛爭調停並日佛及日泰間交換公文ノ成立ヲ見ルニ至レリ
 之ヨリ義キ撤南ハ歐米經濟的緊密化ヲ圖リ其ノ資源ノ開發
 利用ヲ期シ佛印ノ歐米經濟的緊密化ヲ圖リ其ノ資源ノ開發
 大東亞經濟圈ノ環タラシムルガ如ク施策スル爲ニ
 「對佛印經濟發展ノ爲ノ施策」(昭和一五、一〇、二五閣議決
 定、別冊第十參照)
 十二月芳澤大使ヲ蘭印ニ派遣シ外交交渉ヲ進展メタリシガ蘭印側
 ノ米英依存ノ態度鞏固ニシテ交渉意ノ如ク進展ヲ見ス遂ニ撤南
 ハ昭和十六年六月十七日代表ヲ引揚グルニ至レリ
 撤南ノ進展ヲ見ス遂ニ撤南
 撤南ノ進展ヲ見ス遂ニ撤南

「南方施策要綱」
 國元大平官陸海防
 方針骨子

日本國體
 八打南
 見
 三

是ニ於テ大本營陸軍部ニ於テハ歐洲ニ於ケル経過ノ逐倒的變
 勢ニ於テハ之ヲ好機トシテ南方問題ヲ解決スルニシテノ思想ヲ認察
 セリ

日米交渉ノ開始
 第三節

日米向ニ於テハ昭和十五年末頃ヨリ若干ノ日米私人間ニ逐倒的
 三井物産行ハレタル年終頃ヨリ若干ノ日米私人間ニ逐倒的
 以テ翌年初頭ヨリ日米大將ニ任命セラレタリ

本方施策ニ對スル大本營ノ態度確立
 此間大本營陸軍部ニ於テハ主トシテ米英トノ關係ニ於ケル南
 方問題ノ解決ニ關シテ思想ノ調整ヲ圖ル所アリシカ慶次ノ折衝ヲ
 經テ昭和十六年四月十七日大本營陸軍部ノ對南方施策ニ關ス
 ル基本思想ヲ確定シテ見ルニ至レリ
 其ノ骨子トスル所ハ支那專權主義ノ促進ト帝國ノ自存自衛ノ爲
 綜合國防力ノ擴張ヲ目的トスルモノニシテ之カ貫徹ハ外交的施
 策ニ依ルルノ原則トシ
 (一) 米英兩國ノ對日關係ニ對シテ自存自衛ヲ脅威セラレタル場合及
 (二) 米英兩國ノ對日關係ニ對シテ包圍政策ヲ加意シ帝國國防上忍ビ得サルニ
 至リタル場合
 (三) 米英兩國ノ對日關係ニ於テノ自存自衛ノ爲メ武力ヲ行使セン
 トスルモノナリ
 是ニ於テ大本營陸軍部ニ於テハ歐洲ニ於ケル経過ノ逐倒的變
 勢ニ於テハ之ヲ好機トシテ南方問題ヲ解決スルニシテノ思想ヲ認察
 セリ

向大使ハ西明ニ依リ「ハル」長官ト非公式會談ヲ進メ四月
 十八日訓令ヲ發シ「ハル」結果作成セラレタル日米諒解案ナルモノ
 (一) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (十) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (十一) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (十二) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (十三) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (十四) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (十五) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (十六) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (十七) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (十八) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (十九) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二十) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二十一) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二十二) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二十三) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二十四) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二十五) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二十六) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二十七) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二十八) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (二十九) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三十) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三十一) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三十二) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三十三) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三十四) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三十五) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三十六) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三十七) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三十八) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (三十九) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四十) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四十一) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四十二) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四十三) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四十四) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四十五) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四十六) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四十七) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四十八) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (四十九) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五十) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五十一) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五十二) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五十三) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五十四) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五十五) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五十六) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五十七) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五十八) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (五十九) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六十) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六十一) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六十二) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六十三) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六十四) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六十五) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六十六) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六十七) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六十八) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (六十九) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七十) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七十一) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七十二) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七十三) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七十四) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七十五) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七十六) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七十七) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七十八) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (七十九) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八十) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八十一) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八十二) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八十三) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八十四) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八十五) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八十六) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八十七) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八十八) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (八十九) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九十) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九十一) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九十二) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九十三) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九十四) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九十五) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九十六) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九十七) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九十八) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (九十九) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位
 (一百) 日米兩國ノ發展スル範圍及國際地位

手記ノ前編ニ於テ
 コト等ヲ於テ
 基礎トシテ

意大ナル (難関) 二遊着セリ茲ニ於テ八月二十六日近衛首相ハ米大
 臣會談ヲ請近衛一メツセシメテ榮シ大蔵的見地ニ基ク日米通
 商會談ヲ進めササリキ

通々訪歐歸途上ニアリシ途關外相ノ諮詢ヲ受ケテ
 前外相ハ四月二十七日陽朝セルモ直チニ右邊ヲ應答スルコトナ
 シ熱考ヲ具メ一方強ニ對シ之ヲ内閣スルト共ニ他方中野兼松ト
 シテノ日米中立條約ヲ提議スル等ノ施策ヲ五月十二日ニ
 呈シタリ日米諒解案ニ關スル一部ノ修正ヲ伴フ南滿政府
 露後諸米交渉ハ政府大本營參贊ナル選下ニ純重之カ促進ニ
 努メタルモ主トシテ
 (内) 三三ニ於ケル日本ノ駐兵問題
 (中) 豆島盛原島ニ國新スル自衛施設ノ解釋
 (外) 三三ニ於ケル日本ノ駐兵問題
 新案ニ依リテ見ルニ是ラサリシカ細一ノ一閣部訓ニ違
 此高米交渉ハ前案ニ異ナル分數ヲ見タル爲テ第二次近衛內閣
 成立セリ七月十八日豊田内閣大藏大臣トスル第三次近衛內閣
 新內閣ハ新ナル態度ヲ以テ日米交渉促進ニ努メタル事
 露印通商ノ公案ニ伴フ米通商ノ日貨通商米通商ニ對リ飯塚ノ交渉ハ

(1) 南方ニ對シテハ所要ノ外交交渉ヲ續行シ對佛印泰施策要綱一及一南方
 決意ヲ以テ戰爭準備ヲ整ト先ツ一對佛印泰施策要綱一及一南方
 施策促進ニ關スル件ニ依リ南方進出態勢ヲ強化シ
 北方ニ對シテハ獨一ノ戰線ヲ依リ南方進出態勢ヲ強化シ
 勢ノ變轉ニ對處シ得ル如ク對一ソ一武力的準備ヲ整ヘツツ周密
 ナル外交交渉ヲ行ヒ其況ニ依リ武力ニ依リ北方問題ヲ解決セシ
 然ルコト等ニ在リタリ

自存自衛上
 此ノ為打英戰運術ヲ考ヘ
 獨一戰線ノ
 推得事ヲ為有利
 三近居マバ
 此ノ安定ヲ確保

第四節 獨一ソ一開戦ニ伴フ裁可國策ノ確立
 支那變勃發以來在支米英權益ヲ中心トスル裁可ト米英ノ葛藤ハ
 益々紛糾スルト共ニ佛印、泰ニ對スル裁可ノ施策モ亦米英ノ防害工
 作ヲ受ケ爾印交渉モ亦進展セ又所謂A B O D包圍圈喧傳セララル
 情勢トナリテ裁可國策ノ變遷處理ハ英米ノ援蔣強化モ手筒ヒテ前述
 ノ如ク長期持久ノ形勢トシテ前途ノ豫測困難トナル一方
 定國策ヲ遂行センカ爲ニ必要ナル資材等ノ海外入手ハ逐次困難ヲ
 加フルコト確實トナレリ新カ爾情勢ノ下ニ昭和十六年六月獨一ソ一
 開戦ノ事態ニ直面セリ
 茲ニ於テ一情勢ノ推移ニ伴フ國策要綱一（昭和一六、七、二御前
 會議ヲ經テ決定、別冊第十四參照）
 決定セラレテ裁可國策ハ
 (1) 世界情勢變轉ノ如何ニ拘ラス大東亞共榮圈ヲ建設シ以テ世界平
 和ノ確立ニ寄與スヘク
 (2) 依然支那事變處理ニ邁進シ
 (3) 且自存自衛ノ基礎ヲ確立スル爲南方進出ノ歩ヲ進メ又情勢ノ推
 移ニ應ジ北方問題ヲ解決スル
 (4) 支那ニ對シテハ南方要域ヨリノ壓力強化並重慶交戰權行使及
 敵性租界接收ノ適時斷行等ニ依リ重慶政權ノ屈伏ヲ促進シ

(イ) 帝國ハ日存目録ヲ完ウスル爲對米英戰争ヲ辭セサルヲ決意ノ
 下ニ概不十月下旬ヲ目途トシ戰争準備ヲ完整シ
 (ロ) 右ト並行シ米英ニ對シ外交手段ヲ盡シ
 (ハ) 十月下旬頃ニ至ルモ帝國ノ要望達成ノ目途ナキ場合ハ直チニ對
 米英戰争ヲ決意スルコト
 (ニ) 決シ併セテ對米英交渉ニ於テ帝國ノ權限ノ範圍ニ明細ニ確定セリ
 項竝ニ之ニ關聯シ帝國ノ約諾シ得ル限度ヲ明細ニ確定セリ
 帝國ニ本決定後條件ニ依リ小猶外來手段ニ依リ戰争ヲ請取ルル
 旨ニ本決定後條件ニ依リ小猶外來手段ニ依リ戰争ヲ請取ルル
 本決定以後作戦準備ハ本格的ニ進メテ戰争ヲ請取ルル
 確化シテ
 爾來ハ統意對米交渉ノ妥結ニ努メタルモ十月月上旬ニ至ルモ迄
 ニ未ダ妥結ニ至ラズ十月二日接受セル米ノ口
 上ニ依リハ米國ノ態度ハ依然現況ヲ無視セルモノナルヲミナラ
 ス
 (1) 一切ノ國家ノ領土保全及主權ノ尊重
 (2) 他國ノ國內問題ニ對スル不干渉原則ノ支持
 (3) 通商上機會均等ヲ含ム均等原則ノ支持
 (4) 平和的手段ニ依リ現状ガ變更セララルル場合ヲ除キ太平洋ニ於ケ
 ル現状ノ不變更

後述
 既定ノ案ニ
 則ルハヤラズ
 之即ニテ

無條件受諾ヲ要求シ之ニ伴ヒ印ヨリノ即時撤兵ハ勿論交部ヨ
 リノ全面撤兵並日支經濟特殊關係ノ放棄等ヲ要求シ來レリ右
 フ受諾セハ帝國ノ正當ナル既得權益ヲ全面的ニ放棄スルノ結果ヲ
 招來スルモノトシテ兩統帥部長及陸相並外相ハ我々方條件ヲ對米
 交渉妥結ノ目途ヲ安キモノト判断セルカ相及外相ハ和議ノ決ヲ推
 緩和スルニ於テハ取リ一別紙資料ニ參照セテ十月十六日第
 二次近衛內閣ハ總辭職ノ已ムナキニ至レリ

意見一致見ズ

第三案 交渉不成立ノ場合、戦ヲ決意シ其ノ準備ヲ促進スルセ
 猶外交交渉ヲ行フヘ
 三案ヲ採ルコトナレバ、五面ヨリノ論議ヲ重ネタルガ遂ニ第
 三案ヲ採ルコトナレバ、昭和一六、一一、五御前會議ヲ經テ決定
 別冊第十(1)参照
 決定セザルニ付、
 (1) 帝國ハ最悪ノ場合開戦スルノ決意ヲ以テ外交交渉ヲ繼續スル
 コトトシ、
 (2) 先づ從來ノ經濟ニ微スレバ交渉成立可能ト目サルベキ程度、
 讓歩ヲ我方提議ニ加ヘタル甲案ヲ以テ交渉ヲ繼續シ、
 (3) 更ニ米側出之ヲ受諾セサル場合ハ事態ヲ一應資金凍結前ノ狀
 態ニ回復シ以テ其ノ好轉ヲ計ルトノ趣旨、乙案ヲ以テ交渉シ
 事、(4) 平和維持ニ解決スル爲努力スルコトトシ、
 (5) 而シテ安結不可能ノ場合ハ一二月初頭ニ期シテ作戦準備ヲ
 完畢スルニト
 トナリ居リタリ

第八節 十二月一日開戦決定
 大本營ハ九月六日決定ノ一帝國國策進行要綱ニ基キ、既ニ作戦準
 備ヲ進メ來タリタレバ、處更ニ前記ノ如ク、決意ニ基キ最悪ノ事態
 二處ニル作戦準備ヲ促進シ、
 凡ユル手段ヲ盡シ、此ノ間野村大使ヲ十一月五日、大野村大使ヲ
 爲米國ニ派遣シ、此ノ間野村大使ヲ十一月七日、米國ハ支
 シク、
 那問題ニ依リ安結方ニ努力セシムル所アリ、然レドモ米國ハ支
 化ヲ要求シテ、
 十一月二十六日ニ至リ、強要セルモノトシテ、全面的撤退
 的屈伏力戦争力ノ選擇ヲ強要セルモノトシテ、全面的撤退
 (1) 滿洲國政府ノ否認
 (2) 滿洲國政府ノ否認
 (3) 國民政府ノ否認
 (4) 三國同盟ノ死文化
 等帝國ガ數年ニ亘リ國力ヲ傾ケテ達成シタル所ヲ悉ク拋棄セシ
 帝國ガ三流國以下ノ地位ニ甘ンセシムルモノヲ、
 條件ニテ、
 敗北ヲ受ケル以上ノ打撃ヲ蒙ルモノナルミナラズ、帝國ノ在外

支那の貿易に對する影響
 支那の貿易は、戦前以來、急激に増加して、戦時中も、一時的に減少したものの、戦後再び増加の傾向にある。これは、支那の工業化の進展、人口の増加、及び世界貿易の回復によるものである。戦時中は、日本が支那の貿易を制限し、資源の供給を断つたため、貿易は大幅に減少した。戦後は、支那が再び世界貿易に参加し、貿易は回復した。戦時中は、支那の貿易は、日本と支那の間で主に進んだ。戦後は、支那の貿易は、日本と支那の間だけでなく、他の国々とも進んだ。戦時中は、支那の貿易は、日本と支那の間で主に進んだ。戦後は、支那の貿易は、日本と支那の間だけでなく、他の国々とも進んだ。

支那の貿易に對する影響
 支那の貿易は、戦前以來、急激に増加して、戦時中も、一時的に減少したものの、戦後再び増加の傾向にある。これは、支那の工業化の進展、人口の増加、及び世界貿易の回復によるものである。戦時中は、日本が支那の貿易を制限し、資源の供給を断つたため、貿易は大幅に減少した。戦後は、支那が再び世界貿易に参加し、貿易は回復した。戦時中は、支那の貿易は、日本と支那の間で主に進んだ。戦後は、支那の貿易は、日本と支那の間だけでなく、他の国々とも進んだ。戦時中は、支那の貿易は、日本と支那の間で主に進んだ。戦後は、支那の貿易は、日本と支那の間だけでなく、他の国々とも進んだ。

政府ヲ認メザルノ結果我對南京政府トノ經濟合作、對滿投資及
 開發ノ努力モ全ク水泡ニ歸スルニ至リ更ニ朝鮮ク現狀維持至難ト
 ナルヘク斯クテハ日滿支ヲ基幹トスル一プロンク一經濟圈ノ確保
 ハ全然不可能トシテ英米ニ退縮スル場
 合常ニ生存權ヲ抱ク東亞中ニ握ラレ政治的ニモ經濟的ニモ獨立自
 主ヲ喪失シ日本ノ米ヲ待ザリシナリ世界平和ヘノ寄與モ事實
 上不可能ト思科セザルモ待ザリシナリ世界平和ヘノ寄與モ事實
 三不條約ノ三等國以上ノ規模ト三呼稱スルコト能ハザルハ勿論ニシテ
 事實日本ノ國民經濟ノ規模ト三呼稱スルコト能ハザルハ勿論ニシテ
 餘儀ナクセラレ居タルベキコト明瞭ナリトス

違着スベキ情勢ニ立脚リ居リタル次第ナリ
 斯ル情ニ加フルニ昭和十六年七月ヨハ英領ニ依リテ我領ノ發
 達凍結ノ措置ガ執ラルニ至リ我國ノ經濟ハ愈々日滿支ヲ基幹ト
 シテ泰佛印ヲ考慮ニ入レタル計畫ニ依存セリルヲ得ル立場ニ泊
 込マルルニ至リタリ試ミニ昭和十六年度車務物資供給源比率一覽
 表(別表第二)ニ就キテ檢スルニ英ノ輸出禁止ノ場合、東亞共
 榮團ノ供給力ヲ確保シ得ル場及日滿支供給力ノ依存スル場
 合ノ三者ヲ通シテ〇%以上ニ達スル物資ハ僅カニ「ソツケル」
 アルノミニシテ餘ノ車務物資就中普通鋼材、亜鉛ニ「ソツケル」
 標準「ソツケル」ニシテ第一種原油、航空揮發油、水準ニ達シ
 得ルモノ「ソツケル」ニシテ第一種原油、航空揮發油、水準ニ達シ
 ハ東亞共榮團ニ依存セシメ第一種原油、航空揮發油、水準ニ達シ
 自給供給杜絶ノ場合ハ殆ド云フニ足ラリル數量ニ低減スルコトガ
 實際ヒラレタル次第ナリ
 蒙情新クノ如クナリテ次案ナルカ若シ十一月二十六日「ハル」
 通告ヲ受諾スル場合ニ於テハ日本ハ日英支蘇泰蘭七ヶ國多邊
 條約ノ締結ニ依リ大體進出ノ途ヲ塞ガルルノミナラス支那一黨
 州ヲ含ム「ソツケル」ヨリノ撤兵(警察力迄ヲ含ム)ニ依リ水陸
 一交通ノ支障ハ喪失セラルル結果トナリ車務政府以外ノ如何ナル
 一交通ノ支障ハ喪失セラルル結果トナリ車務政府以外ノ如何ナル

別表第二
昭和十六年度重要物資供給比率一覽表

昭和十六年度物産政策ヲ基礎トシ之ヲ一〇〇トス

物 質 名	普通鋼及材	普通鐵	鐵石	鐵鑛	マンガン鑛	ニッケル	ニッケル	紡績用棉花	羊毛
禁止ノ場合力ヲ確保スル場合ノ供給力	七六	七五	七〇	六六	一〇〇以上	一〇〇以上	一〇〇以上	一〇〇以上	九三
日滿支供給力	一〇〇	一〇〇	一〇〇以上	八七	一〇〇以上	一〇〇以上	一〇〇以上	一〇〇以上	一〇〇以上
日滿支供給力ノ合算	七四	七二	六九	六五	一〇〇以上	一〇〇以上	一〇〇以上	一〇〇以上	一〇〇以上

普通鐵油	重油	煤油	燈油	普通揮發油	航空揮發油
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

燈	普	航	航	總	洋	加	工	ホ	ア	照	鉛	電
油	通	空	二	一	鏡	里	業	ー	ル	鉛		氣
	機	揮	種	種	石	石	發	キ	ミ			銅
	油	發	油	油			油	サイ	ウ			
								ト	ム			

六	七	七	三	四	五	八	九	八	〇	八	七	八	八
九	三	八	七	二	七	〇	三	六	〇	三	九	一	〇
一	一	一								一			
〇	〇	〇								〇			
〇	〇	〇								〇			
以	以	以	三	四	六		九	〇	〇	以	八	八	八
上	上	上	七	二	〇	六	八	〇	〇	上	一	一	〇

一	二	三	一	一	五	八	四	一	四	七	八	八
三	四	四	四	四	四	六	一	四	三	二	五	〇

普	意	庭
通		
機		
油	油	油

四	四	五
二	四	八

四	七	以
八	〇	上

一	一	二
三	四	五

最高戦争指導會議ニ關スル件

昭和一九、八、四
大本營政府連絡會議決定

第一、方針

最高戦争指導會議ヲ設置シ戦争指導ノ根本方針ノ策定及政戦兩略ノ吻合調整ニ任ス

第二、要領

一、本會議ハ言中ニ於テ之ヲ開キ重要ナル案件ノ審議ニ當リテハ御親臨ヲ奏請スルモノトス

二、本會議ノ構成員ハ左ノ通りトス

參謀總長

軍令部總長

内閣總連大臣

外務大臣

陸軍大臣

海軍大臣

必要ニ應シ其他ノ國務大臣、參謀次長及軍令部次長ヲ列席セシムルコトヲ得

三、本會議ニ幹事ヲ置キ内閣書記官長及陸海軍省兩軍務局長ヲ以テ之ニ充ツ

必要ニ應シ所要ノ者ヲシテ説明ノ爲出席セシムルコトヲ得

四、本會議ニ幹事補佐ヲ置キ大本營、内閣、陸海外各省高等官中若干人ヲ以テ之ニ充ツ

備考 本會議ハ官制上ノモノトナサス

大本營、政府情報交換ニ關スル件

昭和一九、八、四
大本營政府連絡會議決定

大本營、政府ハ定例的ニ情報ヲ交換ス

一、場所 官中

二、日時 毎週土曜日午前十時半ヨリ約一時間半トス

三、出席者

ノ大本營側 兩總長及次長

ニ政府側 各大臣、内閣書記官長、法制局長官、情報局總裁

三、最高戦争指導會議幹事

四、説明要領

大本營陸海軍部ヨリ戦況ヲ、外務省ヨリ外交情報ヲ説明スルヲ通例トス

必要ニ應ジ内閣及各省ヨリ適時重要ナル情報ヲ説明スルモノトス
備考 日時、場所等ハ時宜ニヨリ變更スルコトアリ

最高戦争指導會議
申合第一號

昭和二十年四月十六日

今後ニ於ケル最高戦争指導會議ノ運用ニ
關スル件

一、今後ニ於ケル最高戦争指導會議ノ運用ハ主トシテ戦争
指導ノ根本方針ヲ策定スルヲ本旨トス

右ニ伴ヒ本會議ノ構成員ハ従前通りトス

二、本會議ハ定例的ニ開クコトナク必要ニ應ジ隨時之ヲ開
キ特ニ重要ナル事項ノ審議ニ方リテハ御親臨ノ下ニ行
フモノトス

三、政戦兩略ノ吻合調整ニ關スル事項ニ就キ大本營政府間
ノ意志確定ニ當リテハ陸海軍大臣主トシテ兩者ノ間ノ
協調ニ任スルモノトス

四、大本營政府情報交換ハ従來通り之ヲ續行ス

次官
原中務
局長
課長

武山

(行房中)

松野部

田

岸

五月十四日(日)に成り度し

大本營政府連合會
臨時會議に於て(議案)

昭和二、五二 渉外 白 井 壽 吉

備考

本説書では

ノ算に「會議」とは、三會議を総稱し

「連合會議」とは、大本營政府連合會議

「最高會議」とは、最高戦争指導會議

を意味す

一、長官

我國に於ては現行憲法の立前上院即ち政府とは厳然區別されて居るが
支那專断の進展に伴つて此の兩者の緊密なる連絡を圖ることの必要性
が大となり第二次近衛内閣當時連合會議が設けらるるに至つた。後會
議は其機關、名稱、地位等に於て若干の變遷はあつたが根本的性質

には變化なく終表連引續き設置運営された
而して會議が日本の戦争指導上に占めた役割は極めて重要である

二、會議の法制的性格

會議は政府と統帥部との甲合せに依り成立したものであつて、會議の要
く法制的に規定せられたものでない

従つて其決定事項も閣議決定が内閣官制第五條に依つて法制的に構成
附けられて居るに反してその様な效力は有しない

其會議成員が各々其決定事項を本務(即ち總務大臣は内閣の首長た
る立場に於て又陸海軍は統帥の最高責任者)と云ふ立場に於て(に於て

忠實に實行しよう)と云ふ甲合せの効果を有したものである

第五條 左ノ各件ハ閣議ヲ經ヘン

一、法律案及豫算決算案

二、外國條約及重要ナル國際條件

三官制又は規則及法律施行ニ係ル命令

四諸省ノ間主管權限ノ爭議

五天皇ヨリ下付セラレ又ハ帝國議會ヨリ送致スル人民ノ請願

六豫算外ノ支出

七勅任官及地方長官ノ任命及進退

其ノ他各省主任ノ事務ニ就キ高等行政ニ關係シ事務稍重キ者ハ總テ

閣議ヲ經ヘシ

註ニ會議が法制的根據なき說明

日本の最高法たる憲法に於て政務と統帥とは劃然區別されて居る従つて憲法の範圍内ではこれを一体とした法規は出來ないのは當然である

三會議の實質的權威

法制的權威のないことは前述した通りであつて會議の決定は各々其本務の上に忠實に實行しようとする云ふ申合せに過ぎないが實際上に於ては會議決定事項は統帥部に於ても政府に於て意識的に決定事項を輕視せ

んと氣分はなく寧ろ十分尊重せられ従つて日本の戰爭指導上には大なる實質的權威を有し且役割を盡した

四天皇と會議との關係特に御前會議の性格

(一) 御前會議

天皇との關係に於て國務事項に對しては國務大臣が補弼者として全責任を負ひ統帥に就ては兩總長が補弼者として全責任をとることには會議の設置如何に何等關係ない又左右の關係に於ても其責任は政務と統帥に明確に區分されて居た此點國務決定事項に就ては全國務大臣が一括して責任を負ふの上議を眞にして居る

(二) 上奏御認可の範圍

會議決定事項中重要なるものは上奏御認可を得て居た。その上奏は總理と兩總長との連署一連立にて行つたこれに政府國務に就ては總理が統帥事項に就ては兩總長が各別に上奏御認可を仰ぐのを便宜上極めて行つたものであつて會議決定事項に就て一括奏御責任と云

（白）御前會議の性格

よことではないのは前述した通りである
御前會議は陛下の御前に於ける會議であつて天皇の
主宰される會議ではない
即ち御前會議の決定事項は必ず改めて上奏御認可を経て居たこ
とに依つても右の性格は明らかである
換言すれば御前會議とは皇室國家に就いて御前に於ける討論の形式で
御前を上に進すると云ふ性格を持つものである
即ち終極の限は御前會議に於て陛下御自ら席上御裁決を行はれた
如く各閣僚へられ且一般にも眞實と信せられて居るが支那は席
上に於て陛下は主君たる外務大臣の意見に同意なる御内奏を
送らされたのであつて御前會議の後改めて閣議決定を行ひ上奏
御認可を待た次第であつて前述せる御前會議の性格は終極決定
の御前會議に就ても何等違ふない

五 議 題

如何なる事項を議題とすべきに就ては特別の規定なく、議案と統帥との兩者に關係ある重要事項即ち概ね左の如き事項がとり上げられて居た

- (一) 重要國策
- (二) 重要外交
- (三) 作戰と國力運営との調整問題
- (四) 占領地統治及び其處理問題

六 會議と閣議との關係

會議と閣議との性格の差異は既述の通りである、従つて會議決定事項中重要なる政務事項は別途閣議決定を必要とした而して何れに於て先議するかは特段の規定はないが多くの場合先づ會議で、次で必要事項を閣議でと云ふ順序をとつた、然し會議決定事項は閣議で覆へされた例はないこれは會議提出前豫め會議に出席しない關係大臣の諒解を得て置くか總理の責任に於て關係閣僚の事後諒解を得べしとの見透に基

き會議に臨みたるかの何れかに依つたるものである

註、會議と閣議との連繋は前述の如く總理の政治力と云ふことが出来るが會議決定事項は大體文句なく閣議も通ると云ふことから逆に總理の政治力を會議を楯に増大して居た結果となつたのも事實である

七 會議の構成員及列席者

(一) 常時構成員

常時會議に出席して會議を構成した者は左の如くである

政府側 總理大臣

外務大臣

大藏大臣 (昭和十九年九月最高會議となつた以後は缺く)

陸軍大臣

海軍大臣

統帥部側 參謀總長

軍令部總長

臨時構成員

臨時構成員の補員たる關係を臨時構成員に加へることとなつて居

た
例へば船舶の償還問題を議するに當つては運輸大臣及宣稱大臣を構成員に加へ又問題に依つては農商大臣、内務大臣等を加へた
企畫院總裁は國務大臣の資格で臨時構成員の如き役割を努めた

(四) 御前會議の列席者

御前會議に於ては構成員の外樞密院議長之れに列席するを例とした
八 下部機構

會議の下部機構を常設してはとの案もあつたが結局常設するには至らず左の如き形態を採つた

(一) 幹 事 内閣書記官長

- 國軍省軍務局長
- 海軍省軍務局長
- 外務省政務局長 (昭和十九年九月最高會議となつた後は缺く)

右の幹事は議案を採め準備すると共に常時(特に構成員のみとする時以外)會議に出席し議案の説明其他に任じた

註 幹事ではないが昭和十九年 月以後に於ては參謀次長及軍令部次長が會議に列席し所要の説明を行ふ例となつた外綜合計局主任官は幹事と同様な役割を行つた

(二) 幹事補佐

左の如き諸官が幹事補佐として定例的(概ね週二回)及必要の都度會同し會議の準備に任じた

- 内閣主 務 幹 事 官 (或ひは綜合計局第一部長)
- 陸軍省軍務局主務課長
- 海軍省軍務局主務局長
- 外務省政務第一課長
- 陸軍省軍務第一課長
- 海軍省軍務第一課長
- 陸軍省軍務第二課長
- 海軍省軍務第二課長
- 陸軍省軍務第三課長
- 海軍省軍務第三課長
- 陸軍省軍務第四課長
- 海軍省軍務第四課長
- 陸軍省軍務第五課長
- 海軍省軍務第五課長
- 陸軍省軍務第六課長
- 海軍省軍務第六課長
- 陸軍省軍務第七課長
- 海軍省軍務第七課長
- 陸軍省軍務第八課長
- 海軍省軍務第八課長
- 陸軍省軍務第九課長
- 海軍省軍務第九課長
- 陸軍省軍務第十課長
- 海軍省軍務第十課長
- 陸軍省軍務第十一課長
- 海軍省軍務第十一課長
- 陸軍省軍務第十二課長
- 海軍省軍務第十二課長
- 陸軍省軍務第十三課長
- 海軍省軍務第十三課長
- 陸軍省軍務第十四課長
- 海軍省軍務第十四課長
- 陸軍省軍務第十五課長
- 海軍省軍務第十五課長
- 陸軍省軍務第十六課長
- 海軍省軍務第十六課長
- 陸軍省軍務第十七課長
- 海軍省軍務第十七課長
- 陸軍省軍務第十八課長
- 海軍省軍務第十八課長
- 陸軍省軍務第十九課長
- 海軍省軍務第十九課長
- 陸軍省軍務第二十課長
- 海軍省軍務第二十課長
- 陸軍省軍務第二十一課長
- 海軍省軍務第二十一課長
- 陸軍省軍務第二十二課長
- 海軍省軍務第二十二課長
- 陸軍省軍務第二十三課長
- 海軍省軍務第二十三課長
- 陸軍省軍務第二十四課長
- 海軍省軍務第二十四課長
- 陸軍省軍務第二十五課長
- 海軍省軍務第二十五課長
- 陸軍省軍務第二十六課長
- 海軍省軍務第二十六課長
- 陸軍省軍務第二十七課長
- 海軍省軍務第二十七課長
- 陸軍省軍務第二十八課長
- 海軍省軍務第二十八課長
- 陸軍省軍務第二十九課長
- 海軍省軍務第二十九課長
- 陸軍省軍務第三十課長
- 海軍省軍務第三十課長
- 陸軍省軍務第三十一課長
- 海軍省軍務第三十一課長
- 陸軍省軍務第三十二課長
- 海軍省軍務第三十二課長
- 陸軍省軍務第三十三課長
- 海軍省軍務第三十三課長
- 陸軍省軍務第三十四課長
- 海軍省軍務第三十四課長
- 陸軍省軍務第三十五課長
- 海軍省軍務第三十五課長
- 陸軍省軍務第三十六課長
- 海軍省軍務第三十六課長
- 陸軍省軍務第三十七課長
- 海軍省軍務第三十七課長
- 陸軍省軍務第三十八課長
- 海軍省軍務第三十八課長
- 陸軍省軍務第三十九課長
- 海軍省軍務第三十九課長
- 陸軍省軍務第四十課長
- 海軍省軍務第四十課長
- 陸軍省軍務第四十一課長
- 海軍省軍務第四十一課長
- 陸軍省軍務第四十二課長
- 海軍省軍務第四十二課長
- 陸軍省軍務第四十三課長
- 海軍省軍務第四十三課長
- 陸軍省軍務第四十四課長
- 海軍省軍務第四十四課長
- 陸軍省軍務第四十五課長
- 海軍省軍務第四十五課長
- 陸軍省軍務第四十六課長
- 海軍省軍務第四十六課長
- 陸軍省軍務第四十七課長
- 海軍省軍務第四十七課長
- 陸軍省軍務第四十八課長
- 海軍省軍務第四十八課長
- 陸軍省軍務第四十九課長
- 海軍省軍務第四十九課長
- 陸軍省軍務第五十課長
- 海軍省軍務第五十課長
- 陸軍省軍務第五十一課長
- 海軍省軍務第五十一課長
- 陸軍省軍務第五十二課長
- 海軍省軍務第五十二課長
- 陸軍省軍務第五十三課長
- 海軍省軍務第五十三課長
- 陸軍省軍務第五十四課長
- 海軍省軍務第五十四課長
- 陸軍省軍務第五十五課長
- 海軍省軍務第五十五課長
- 陸軍省軍務第五十六課長
- 海軍省軍務第五十六課長
- 陸軍省軍務第五十七課長
- 海軍省軍務第五十七課長
- 陸軍省軍務第五十八課長
- 海軍省軍務第五十八課長
- 陸軍省軍務第五十九課長
- 海軍省軍務第五十九課長
- 陸軍省軍務第六十課長
- 海軍省軍務第六十課長
- 陸軍省軍務第六十一課長
- 海軍省軍務第六十一課長
- 陸軍省軍務第六十二課長
- 海軍省軍務第六十二課長
- 陸軍省軍務第六十三課長
- 海軍省軍務第六十三課長
- 陸軍省軍務第六十四課長
- 海軍省軍務第六十四課長
- 陸軍省軍務第六十五課長
- 海軍省軍務第六十五課長
- 陸軍省軍務第六十六課長
- 海軍省軍務第六十六課長
- 陸軍省軍務第六十七課長
- 海軍省軍務第六十七課長
- 陸軍省軍務第六十八課長
- 海軍省軍務第六十八課長
- 陸軍省軍務第六十九課長
- 海軍省軍務第六十九課長
- 陸軍省軍務第七十課長
- 海軍省軍務第七十課長
- 陸軍省軍務第七十一課長
- 海軍省軍務第七十一課長
- 陸軍省軍務第七十二課長
- 海軍省軍務第七十二課長
- 陸軍省軍務第七十三課長
- 海軍省軍務第七十三課長
- 陸軍省軍務第七十四課長
- 海軍省軍務第七十四課長
- 陸軍省軍務第七十五課長
- 海軍省軍務第七十五課長
- 陸軍省軍務第七十六課長
- 海軍省軍務第七十六課長
- 陸軍省軍務第七十七課長
- 海軍省軍務第七十七課長
- 陸軍省軍務第七十八課長
- 海軍省軍務第七十八課長
- 陸軍省軍務第七十九課長
- 海軍省軍務第七十九課長
- 陸軍省軍務第八十課長
- 海軍省軍務第八十課長
- 陸軍省軍務第八十一課長
- 海軍省軍務第八十一課長
- 陸軍省軍務第八十二課長
- 海軍省軍務第八十二課長
- 陸軍省軍務第八十三課長
- 海軍省軍務第八十三課長
- 陸軍省軍務第八十四課長
- 海軍省軍務第八十四課長
- 陸軍省軍務第八十五課長
- 海軍省軍務第八十五課長
- 陸軍省軍務第八十六課長
- 海軍省軍務第八十六課長
- 陸軍省軍務第八十七課長
- 海軍省軍務第八十七課長
- 陸軍省軍務第八十八課長
- 海軍省軍務第八十八課長
- 陸軍省軍務第八十九課長
- 海軍省軍務第八十九課長
- 陸軍省軍務第九十課長
- 海軍省軍務第九十課長
- 陸軍省軍務第九十一課長
- 海軍省軍務第九十一課長
- 陸軍省軍務第九十二課長
- 海軍省軍務第九十二課長
- 陸軍省軍務第九十三課長
- 海軍省軍務第九十三課長
- 陸軍省軍務第九十四課長
- 海軍省軍務第九十四課長
- 陸軍省軍務第九十五課長
- 海軍省軍務第九十五課長
- 陸軍省軍務第九十六課長
- 海軍省軍務第九十六課長
- 陸軍省軍務第九十七課長
- 海軍省軍務第九十七課長
- 陸軍省軍務第九十八課長
- 海軍省軍務第九十八課長
- 陸軍省軍務第九十九課長
- 海軍省軍務第九十九課長
- 陸軍省軍務第一百課長
- 海軍省軍務第一百課長